岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表(平成26年岩手県監査委員告示第3号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見 岩手県監査委員 高 橋 昌 造 岩手県監査委員 吉 田 政 司 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監查対象機関名 岩手県立宮古高等看護学院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成25年10月29日
 - (2) 本監査実施日 平成25年12月17日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年2月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
非常勤講師の任用に当たり、任用前に勤務させていたもの	非常勤講師の任用については、講義依頼文書とともに履
が2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歴書の提出について促し、任用予定日の1ヶ月前までには
	提出してもらうよう文書にて周知を図り、履歴書提出後、
	早急に任用依頼を行うこととした。
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成してい	資金前渡金の精算については、資金前渡精算の仕組みに
ないものが6件、86,985円あったので、適正な事務の執行に	ついて職員への周知及び情報共有を図ることとし、資金前
努められたい。	渡精算書の作成を失念しないよう職員間で確認し合いなが
	ら再発防止に努めることとした。